

I 保険会社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

項目	2018年度	2019年度	指標の解説
元受正味保険料	37,761百万円	38,991百万円	ご契約者からお預かりした保険料から諸戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	25,784百万円	26,680百万円	ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-出再正味保険料
正味損害率	84.1%	85.5%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率(%)=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100
正味事業費率	14.3%	17.7%	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100
保険引受利益又は損失(△)	△2,498百万円	△2,204百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益(損失)=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常利益又は経常損失(△)	229百万円	△403百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益又は当期純損失(△)	130百万円	△441百万円	経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
単体ソルベンシー・マージン比率	657.0%	537.1%	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。
総資産額	46,989百万円	46,676百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	13,515百万円	11,274百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券評価差額	△722百万円	△2,521百万円	「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産の自己査定結果における分類額計	-	-	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じてI、II、III、IVの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるII、III、IV分類の合計額です。

2 企業理念・経営方針・行動指針・コーポレートスローガン

企業理念	新しい時代に、新しい保険を
経営方針	最先端の商品と最高水準のサービスを目指す テクノロジーの力で新たな価値を創造する グループシナジーで保険生態系を構築する
行動指針	人に誠実に、社会に公正に向き合う 誇りと情熱を持って仕事に取り組む お客様本位の姿勢を常に大切にする
コーポレート スローガン	プライスリーダーからゲームチェンジャーへ

3 会社の沿革

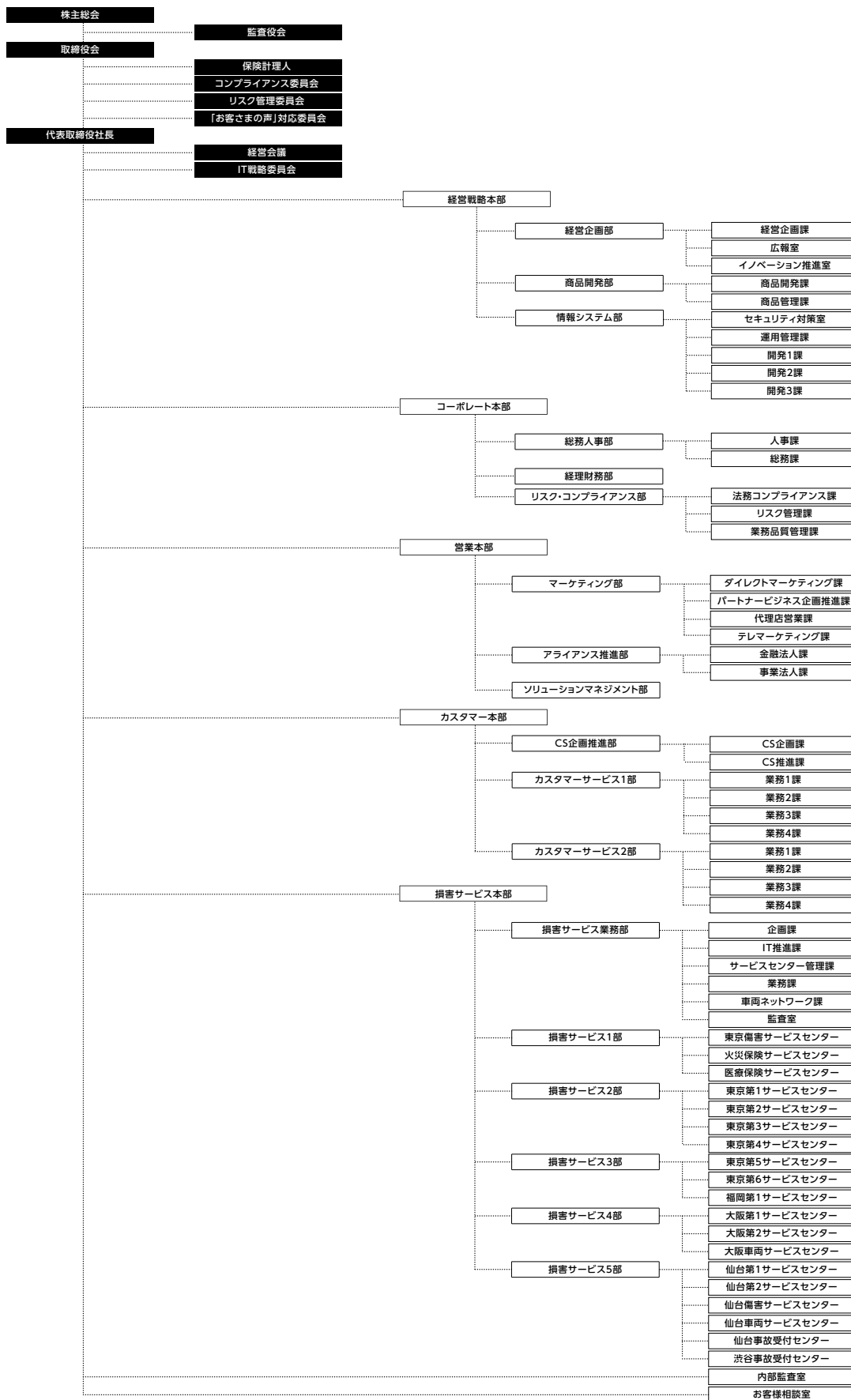
2006年 6月	SBIホールディングス(株)とあいおい損害保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))の共同出資によりSBI損保設立準備(株)設立
2007年 2月	ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得、商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年 1月	営業を開始
2011年 4月	損害サービス体制を強化(3サービスセンターから5サービスセンターへ)
2011年 7月	エイチ・エス損害保険(株)の「海外旅行保険」および 日本震災パートナーズ(株)(現SBIリスタ少額短期保険(株))の「地震補償保険」の取扱いを開始
2011年10月	東京コンタクトセンターを開設
2012年 8月	「がん治療費用保険」の販売を開始
2013年 7月	大阪損害サービスセンターを開設
2013年10月	九州コンタクトセンター(佐賀県鳥栖市)を開設 いきいき世代(株)(現SBIいきいき少額短期保険(株))の「医療保険」および「死亡保険」の取扱いを開始
2016年 2月	SBI生命保険(株)の「医療保険」および「定期保険」の取扱いを開始
2016年 3月	トライアングル少額短期保険(株)の「自動車部品保険」の取扱いを開始
2016年10月	「SBI損保の火災保険」および「地震保険」の販売を開始
2017年 3月	日本少額短期保険(株)(現SBI日本少額短期保険(株))の「車両専用保険」の取扱いを開始
2017年 9月	SBIいきいき少額短期保険(株)の「SBIいきいき少額のペット保険」の取扱いを開始
2017年11月	ネオファースト生命保険(株)の各種保険商品の取扱いを開始 朝日生命保険(相)の各種保険商品の取扱いを開始
2018年 8月	仙台損害サービスセンターを開設
2018年10月	福岡損害サービスセンター・福岡コンタクトセンターを開設
2018年12月	「賠償責任保険」の販売を開始
2019年11月	「動産総合保険」の販売を開始

I 保険会社の概況および組織

4 組織

1. 本社機構

(2020年7月1日現在)



2. 店舗所在地

① 本社	〒106-6016	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー16階	TEL03-6229-0060(代表)
② 損害サービス本部			
損害サービス1部・2部・3部(東京)	〒150-0043	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル5階・7階	TEL03-6861-3030(代表)
損害サービス3部(福岡)	〒810-0041	福岡県福岡市中央区大名1丁目4番1号 NDビル7階	TEL03-6892-0892(代表)
損害サービス4部(大阪)	〒532-0003	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号 新大阪第一生命ビルディング3階・5階	TEL0942-88-9600(代表)
損害サービス5部(仙台)	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2丁目2番13号 仙建ビル8階	TEL0942-88-8259(代表)
③ カスタマー本部			
カスタマーサービス1部	〒150-0043	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル4階	TEL0800-8888-581(フリーコール)
カスタマーサービス2部(鳥栖)	〒841-0026	佐賀県鳥栖市本鳥栖町537番1号 フレスポ鳥栖2階	TEL0800-8888-581(フリーコール)
(福岡)	〒810-0041	福岡県福岡市中央区大名1丁目4番1号 NDビル7階	TEL0800-8888-581(フリーコール)
④ マーケティング部			
渋谷お見積りセンター	〒150-0043	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル4階	TEL0800-170-5230(フリーコール)
初台お見積りセンター	〒151-0053	東京都渋谷区代々木4丁目31番6号 西新宿松屋ビル4階	TEL0120-691-735(フリーコール)
沖縄お見積りセンター	〒901-2224	沖縄県宜野湾市真志喜2丁目28番1号 ASIAビル5階	TEL0120-996-915(フリーコール)
⑤ 全国サービスネットワーク (2020年3月末現在)			
SBI損保安心工場ネットワーク :全国約840カ所		SBI損保安心ロードサービス拠点 :全国約10,700カ所	

5 株主・株式の状況

1. 基本事項

株主総会開催時期 : 毎年4月1日から4ヶ月以内 決算期日 : 毎年3月31日

公告方法 : 電子公告(※) (※)公告掲載URL (<http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/>)

2. 株式分布状況および株主

株主名称	本社住所	持株数	(2019年7月1日現在) 発行済株式総数に対する 持株数の割合
SBIインシュアランスグループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	11,533,467株	99.19%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	94,070株	0.81%

3. 資本金の推移および最近の新株の発行

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本金の額	(2019年7月1日現在) 資本準備金の額
2006年 6月 1日	2,000株	2,000株	—	100百万円	0百万円
2007年 2月28日	58,000株	60,000株	2,900百万円	1,550百万円	1,450百万円
2009年 9月17日	79,160株	139,160株	3,000百万円	3,050百万円	2,950百万円
2010年 5月26日	142,483株	281,643株	5,000百万円	5,550百万円	5,450百万円
2011年 8月30日	35,540株	317,183株	1,000百万円	6,050百万円	5,950百万円
2011年 9月29日	19,303株	336,486株	500百万円	6,300百万円	6,200百万円
2011年 10月28日	12,595株	349,081株	300百万円	6,450百万円	6,350百万円
2011年 11月30日	13,131株	362,212株	300百万円	6,600百万円	6,500百万円
2011年 12月28日	36,280株	398,492株	800百万円	7,000百万円	6,900百万円
2012年 1月31日	23,498株	421,990株	500百万円	7,250百万円	7,150百万円
2012年 2月29日	39,632株	461,622株	800百万円	7,650百万円	7,550百万円
2012年 3月30日	206,537株	668,159株	4,000百万円	9,650百万円	9,550百万円
2012年 6月19日	52,377株	720,536株	800百万円	10,050百万円	9,950百万円
2012年 9月28日	2,000,000株	2,720,536株	6,000百万円	13,050百万円	12,950百万円
2013年 5月31日	500,000株	3,220,536株	1,500百万円	13,800百万円	13,700百万円
2013年 8月30日	500,000株	3,720,536株	1,500百万円	14,550百万円	14,450百万円
2013年 11月29日	1,000,000株	4,720,536株	3,000百万円	16,050百万円	15,950百万円
2014年 9月30日	66,667株	4,787,203株	200百万円	16,150百万円	16,050百万円
2015年 3月31日	233,334株	5,020,537株	700百万円	16,500百万円	16,400百万円
2018年 10月26日	6,607,000株	11,627,537株	8,001百万円	20,500百万円	20,400百万円

I 保険会社の概況および組織

6 役員・会計監査人・従業員の状況

1. 役員・会計監査人の状況

役職名	氏名	担当業務および主な兼職の状況	(2020年7月1日現在)
代表取締役社長	いがらし まさあき 五十嵐 正明	経営戦略本部、カスタマー本部	
常務取締役執行役員	かわしま つねひこ 川嶋 恒彦	営業本部	
取締役執行役員	たかだ かずひろ 高田 和弘	コーポレート本部、経理財務部	
取締役執行役員	ねじめ だいすけ ね寝 大輔	損害サービス本部	
取締役執行役員	きむら まさしげ 木村 正重	経営戦略本部、商品開発部	
常勤監査役(社外)	さいき たつお 齋木 達夫		
監査役(社外)	うづか かつみ 宇塚 勝見		
監査役(社外)	ほんま なおと 本間 尚登		
執行役員	ひぐち けんじ 樋口 健二	カスタマー本部、カスタマーサービス2部	
執行役員	はやの ぼんてんまる 早野 梵天丸	営業本部、アライアンス推進部	
執行役員	あらい こうじ 新井 浩司	損害サービス1部、損害サービス4部	
執行役員	うちだ のぶゆき 内田 信幸	損害サービス業務部	
執行役員	すねご ひろし 砂子 弘	営業本部、マーケティング部	
執行役員	こじま よしあき 小嶋 好明	コーポレート本部、総務人事部、リスク・コンプライアンス部	

2. 会計監査人の状況

氏名又は名称	有限責任監査法人トーマツ
--------	--------------

3. 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期増減	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
従業員数	610名	695名	85名	40.8歳	3.8年	4,004千円

7 社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。主な取組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、反射材つき啓発チラシの作成や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の安全意識の啓発

① 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。

(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約 20 万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」や e ラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

3. 犯罪防止対策

(1) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に 2001 年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

(2) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使えない」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシ等を作成し、啓発活動を行っています。

(3) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がられるよう、大人と子どもと一緒に学べる事前学習型の教材（手引き）を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

4. 環境問題への取り組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっている CO2 の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様、産業廃棄物と CO2 の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

(3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ（DVD）とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

(4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2 排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013 年 1 月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪（※）であることを周知するとともに、保険金詐欺をたぐらむ人物への牽制を図っています。※「刑法第 246 条第 1 項 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。第 2 項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

8 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2018 年度に火災保険を契約された方のうち、約 6 割の方が地震保険に加入しています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。